

申請提出書類一覧(訪問看護・介護予防訪問看護)

【提出書類の体裁】

- ・提出書類は、**A4サイズ**で作成し、1冊のファイル(2穴)に綴り提出してください。(できるだけホチキス止めしない)
(ただし、所定様式や縮小が難しい図面等はA3をA4サイズに折り込んでください)

No.	提出書類の名称	提出書類の説明
1	指定申請書(様式第1号)	記載内容は、各添付書類と一致させてください。
2	申請する事業等に係る記載事項(別紙3)	記載内容は、各添付書類と一致させてください。
3	領収証書等の写し	納付書により金融機関で納入し領収印の押印等されたもの
4	申請者の法人登記事項証明書又は条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記事項証明書の場合は、<u>原本提出</u>(発行は3か月以内のもの)。 ・条例にあっては、公報の写し。 ・(申請事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所である場合)→提出不要
5	事業所の位置図	全体的な地図(広域図)及び近隣の住宅地図などに、事業所の所在地を分かりやすく明示してください。
6	事業所の平面図	<p>図面上に事業所内のレイアウト(各室の用途)を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室(事務机・個人情報を保管する鍵付書庫など) ・相談スペース(プライバシーに配慮されたもの) ・手指洗浄設備(感染症予防のためのもの)
7	病院の開設許可証、診療所の使用許可証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業所が病院又は診療所である場合は、当該書類を添付し、「管理者の免許証の写し」は添付不要となります。 ・(申請事業所が訪問看護ステーションの場合)→提出不要
8	管理者の免許証の写し	<p>保健師免許証又は看護師免許証 →資格証等に記載する氏名が、現在の氏名と異なる場合は、変わったことがわかる「戸籍抄本」など公的な証明書を添付してください。(写しも可)</p>
9	運営規程	<p>次の内容を、具体的に分かりやすく定めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・事業の内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・緊急時等における対応方法 ・虐待防止のための措置に関する事項(R6.3.31までは努力義務) ・その他運営に関する重要事項(事故発生時の対応等)
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に対する常設の相談窓口・担当者の設置 ・連絡先や受付時間を明記し、事業所における苦情処理の体制及び手順等を具体的に分かりやすく記載してください。
11	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・人員基準で定められている職種の従業者について、勤務すべき時間数などを「指定予定月4週間分」で作成してください。 ・「備考」欄には当該サービス以外で従事している事業所名・サービス・職種などの兼務状況について記載してください。

No.	提出書類の名称	提出書類の説明
12	従業者の資格を証する書類	<p>資格証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師又は准看護師の免許証の写し ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許証の写し →資格証等に記載する氏名が、<u>現在の氏名と異なる場合は、変わったことがわかる「戸籍抄本」など公的な証明書を添付してください。(写しも可)</u>
13	体制等届出書 (介護給付費算定に係る体制等届出書)	事業所の体制に係る介護給付費の加算状況等。 (→内容に応じ、別途添付書類が必要な場合があります。)
14	事業所の(建物)登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・(法人の)自己所有の場合、「登記事項証明書(所有権保存登記済のもの)の原本」及び 所在地が住居表示実施済みの場合は「住居表示証明書」 ・他人所有の場合、「賃貸借契約書の写し」など使用権原を証する書類。
15	従業者の身分証明書の様式	「写真貼付」欄、「事業所名称」「氏名」「職名」等を記載のうえ、証明欄には、「法人名」「法人代表者の職・氏名」「法人代表者印」を明示してください。
16	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約が必要な対象者は、法人の「役員」及び申請に係る事業所の「管理者」です。 【役員の範囲】 ・業務を執行する立場にある者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず当該法人に対して業務を執行する者及びこれに準ずる者と同等の支配力を有すると認められる者を含みます。(必ずしも登記上の役員と一致するとは限りません) ・社会福祉法人の「監事」「評議員」及び株式会社の「監査役」等は、業務を執行する役員には該当しないため、当該役員に含みません。
17	サービス利用に係る契約書	利用者とのサービス利用契約書
18	重要事項説明書	利用者との契約に係る重要事項説明書
19	個人情報の使用に関する同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報使用に関する利用者からの同意 ・(「契約書」または「重要事項説明書」に含む場合)→提出不要
20	医療器具の消毒方法及び医療廃棄物についての処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・医療器具の消毒マニュアルなど ・医療廃棄物処理マニュアルや廃棄物処理委託契約書など
21	手指洗浄マニュアル	手指の洗浄頻度、洗浄方法について記載されているもの
22	予防衣の衛生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・(クリーニング委託の場合)→クリーニング契約書の写し ・(使い捨て予防衣使用の場合)→提出不要
23	サービス提供に関する諸様式	<ol style="list-style-type: none"> ①(介護予防)訪問看護計画書の様式 ②(介護予防)訪問看護報告書の様式 ③サービス提供記録等の様式
24	掲示物 (事業所内の見やすい所に掲示するもの)	<p>次の内容を、具体的に分かりやすく記載(掲出)してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要／従業者の勤務体制／利用料 ・秘密の保持／事故発生時の対応／苦情処理の体制
25	広告やパンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・(作成予定なしの場合)→提出不要 ・(作成する予定がある場合)→その原稿等を提出。

※この介護保険法の「(介護予防)訪問看護」指定申請を行った後、健康保険法に係る『指定訪問看護ステーションの指定等に関する申請や届出等』が別途必要となります。

(→詳しくは、「関東信越厚生局新潟事務所」へお問い合わせください。)